

## 第6章 調査、予測及び評価の手法



# 第6章 調査、予測及び評価の手法

## 6-1 大気質

### 6-1-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、表 6-1 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

表 6-1 大気質に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-1、図 6-2 参照)	調査頻度・時期等
地上気象	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量	「地上気象観測指針」(平成 14 年 気象庁)に定める方法	対象事業実施区域 1 地点	通年観測
上層気象 <sup>注)</sup>	風向、風速、気温	「高層気象観測指針」(平成 16 年 気象庁)に定める方法	対象事業実施区域 1 地点	4 季/年 (各 1 週間、1 日 8 回)
大気質	窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 環境庁告示第 38 号)に定める方法	(一般環境大気質) 対象事業実施区域 1 地点及び周辺 5 地点	4 季/年 (各 1 週間)
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 環境庁告示第 25 号)に定める方法	(沿道環境大気質) 工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道 2 地点	
	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 環境庁告示第 25 号)に定める方法	(一般環境大気質) 対象事業実施区域 1 地点及び周辺 5 地点	
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 環境省告示第 33 号)に定める方法		
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和 62 年 8 月 環境庁)に基づく方法		
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成 11 年 3 月 環境省大気保全局)に基づく方法		
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年 3 月 環境省)に定める方法		
	粉じん等 (降下ばいじん)	重量法(ダストジャーによる採取)		

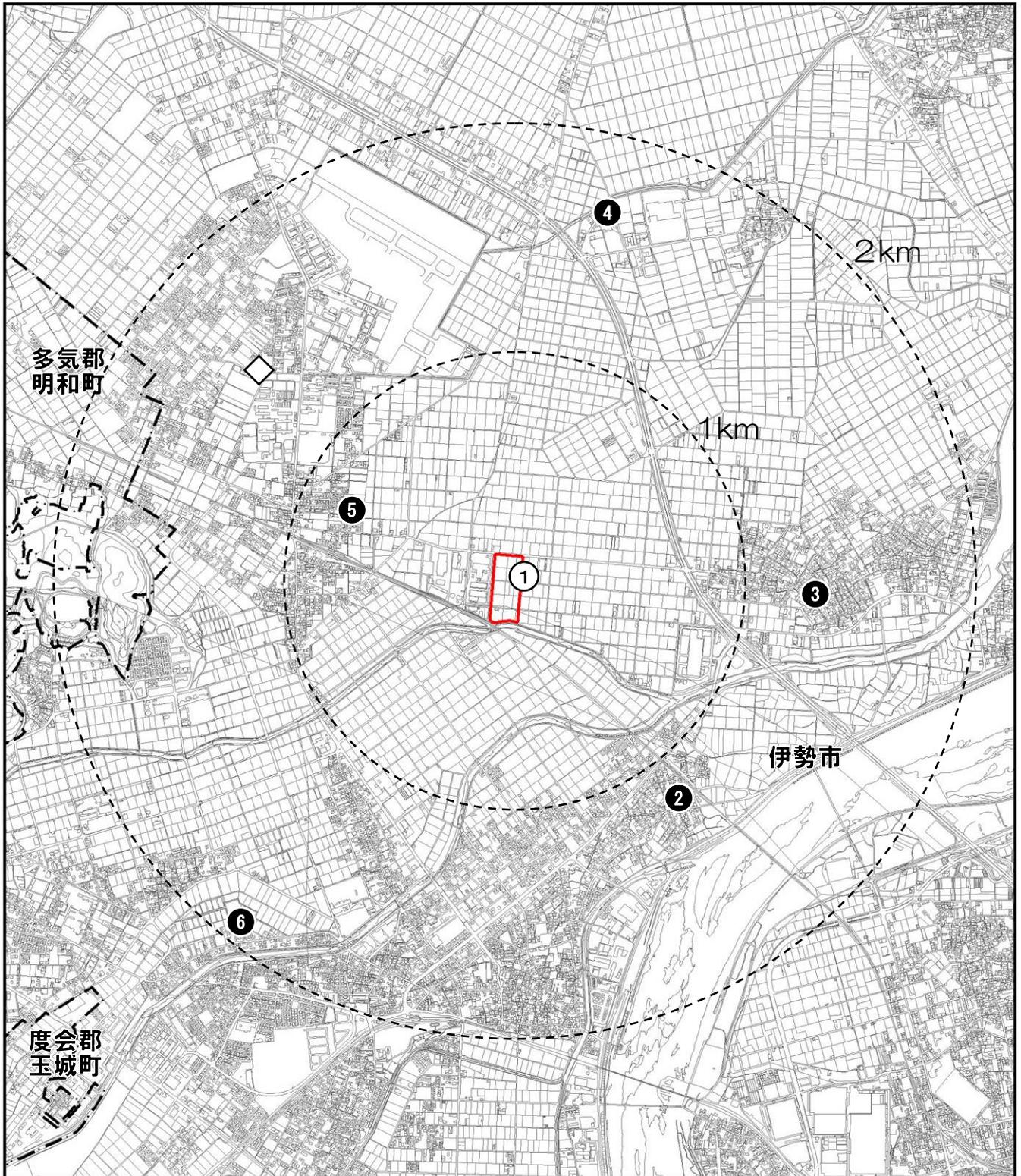
注) 上層気象調査は、観測装置を小型気球に吊るし飛揚し、上空の気象状況を調査するものである。対象事業実施区域の近傍には陸上自衛隊明野駐屯地があるため、観測に係る気球の飛揚について、航空機の安全な飛行に配慮し調査を実施するための協議(調査頻度等)を今後行う。

現地調査地点は、一般環境大気質については、最寄りの既存測定局である小俣測定局における風の状況や住宅地等の分布状況を踏まえて設定した。また、沿道環境大気質については、工事用車両及び供用時における関係車両の走行台数が最も多くなる、対象事業実施区域北側の市道西豊浜明野線を対象に設定した。

大気質に係る現地調査地点の設定理由は、表 6-2に示すとおりである。

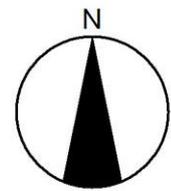
表 6-2 大気質に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
地上気象	1	対象事業実施区域	対象事業実施区域における地上気象の現況を把握するため設定する。
上層気象	1	対象事業実施区域	対象事業実施区域における上層気象の現況を把握するため設定する。
一般環境大気質	1	対象事業実施区域	対象事業実施区域における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	2	下小俣公園	最多風向（西北西）の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の南東側約 1.2km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	3	西豊浜町上区公民館	最多風向（西北西）の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の東側約 1.4km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	4	伊勢広域環境組合クリーンセンター	2 番目に多い風向（南南西）の風下となる住宅地付近として、対象事業実施区域の北北東側約 1.5km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	5	明野東部公園	最寄りのまとまった住宅地付近として、対象事業実施区域の北西側約 0.8km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	6	相合公園	住宅地の多い地域として、対象事業実施区域の南西側約 1.8km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
沿道環境大気質	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、沿道環境大気質の現況を把握するため設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、沿道環境大気質の現況を把握するため設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。



凡 例

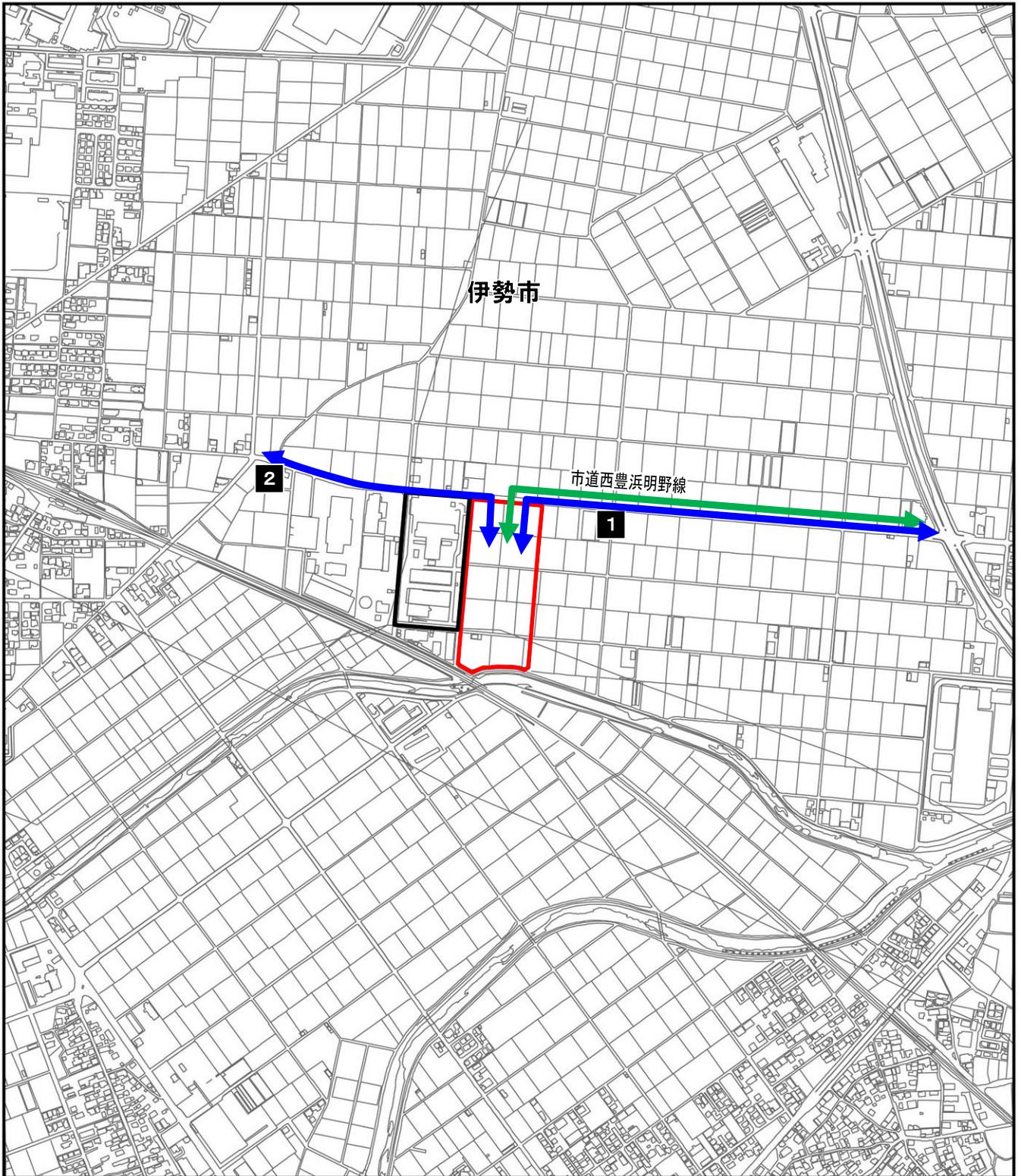
- 対象事業実施区域
- 市町境
- 地上気象、上層気象、一般環境大気質調査地点
- 一般環境大気質調査地点
- ◇ 既存測定局



1:25,000

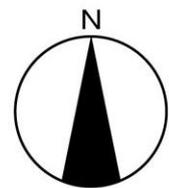


图 6-1 一般環境大気質調査地点位置図



凡 例

- 対象事業実施区域
- 既存施設
- 沿道環境大気質調査地点
- ↔ 主要走行ルート (関係車両)
- ↔ 主要走行ルート (工事用車両)



1:10,000



図 6-2 沿道環境大気質調査地点位置図

## 6-1-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、表 6-3 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である大気拡散モデルによる理論計算あるいは既存の事例の引用による手法等を用いる。なお、微小粒子状物質については、予測手法が確立されていないことから、予測項目からは除外する。

表 6-3 大気質に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械からの排出ガス(年平均値、1時間値)	大気拡散式	建設機械の稼働範囲近傍	建設工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
		工事用車両からの排出ガス(年平均値、1時間値)	「道路環境影響評価の技術手法」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所)に準拠	工事用車両の走行ルート沿道(地点1)	建設工事において、工事用車両による影響が最大となる時期
	粉じん等	工事箇所からの降下ばいじん	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年 建設省)を参考に、事例の引用又は解析	対象事業実施区域の敷地境界	建設工事において、工事箇所からの降下ばいじんによる影響が最大となる時期
存在及び供用	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類 塩化水素 水銀	計画施設からの排出ガス(年平均値、1時間値)	大気拡散式	対象事業実施区域を中心に関係地域とした半径3kmの範囲	事業活動が定常状態となる時期
	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	関係車両からの排出ガス(年平均値、1時間値)	「道路環境影響評価の技術手法」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所)に準拠	関係車両の走行ルート沿道(地点1、地点2)	事業活動が定常状態となる時期
その他 (既存工作物の撤去)	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械からの排出ガス(年平均値、1時間値)	大気拡散式	建設機械の稼働範囲近傍	解体工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
	粉じん等	工事箇所からの降下ばいじん	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年 建設省)を参考に、事例の引用又は解析	対象事業実施区域及び既存施設の敷地境界	解体工事において、工事箇所からの降下ばいじんによる影響が最大となる時期

### 6-1-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

住居等に対する降下ばいじん及び建設機械や車両、計画施設からの排出ガスの影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

#### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、粉じん等については参考値（スパイクタイヤ粉じんの指標値 $20\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ と降下ばいじんの比較的高い地域の値 $10\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ の差（ $10\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ ）、二酸化硫黄及び二酸化窒素は環境基準及び三重県の環境保全目標、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準、塩化水素は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年環大規第136号）に示される目標環境濃度、水銀は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（平成15年中環審第143号）の指針値等との整合が図られているか否かを評価する。

## 6-2 騒音

### 6-2-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、表 6-4に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

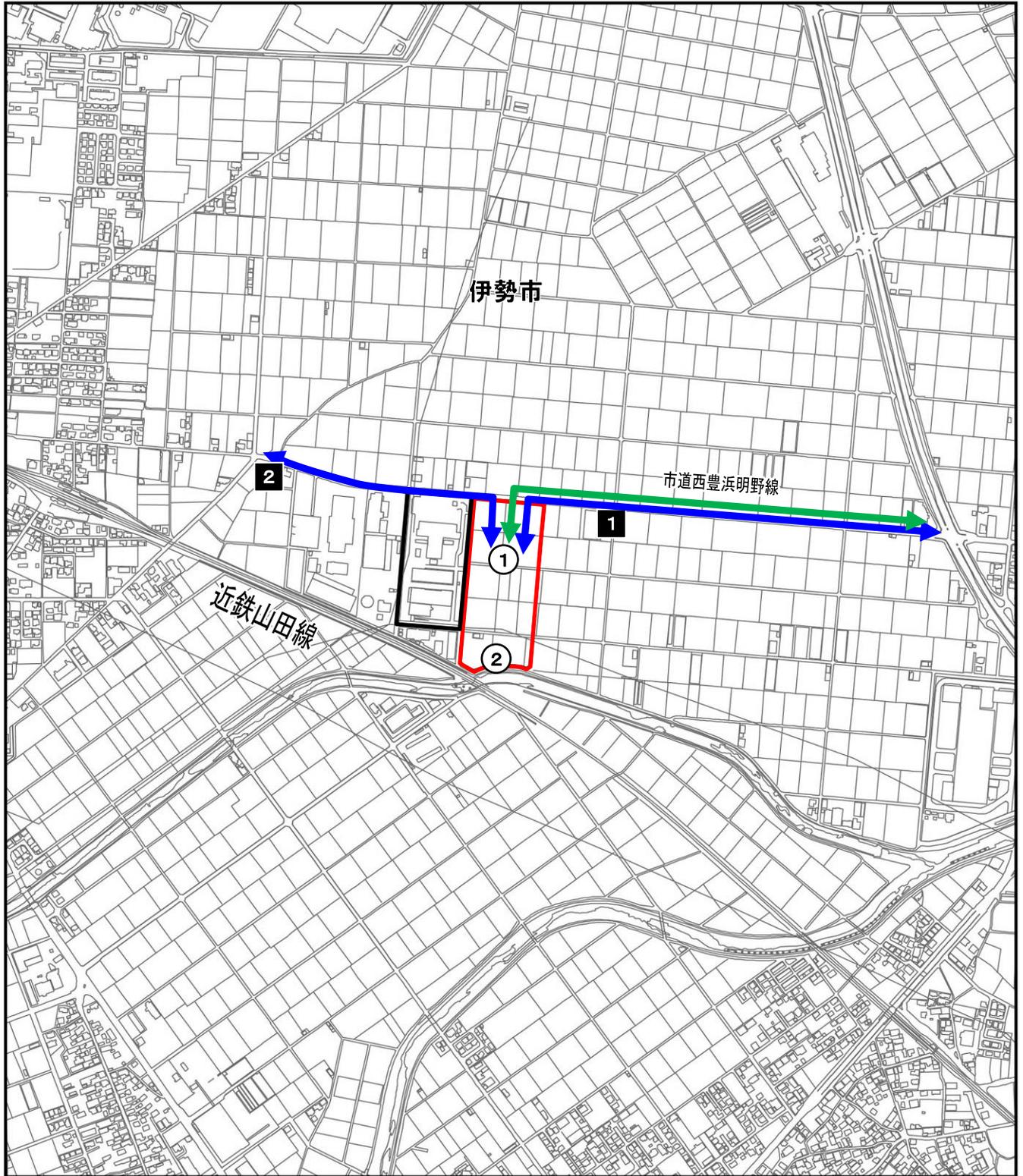
また、調査地点の設定理由は表 6-5に示すとおりである。

表 6-4 騒音に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-3 参照)	調査頻度・時期等
騒音	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に定める方法	対象事業実施区域内 2 地点	2 回/年 (平日・休日、 24 時間測定)
	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に定める方法	工事用車両及び関係車両の 走行ルート沿道 2 地点	2 回/年 (平日・土曜日、 16 時間測定(環境 基準の昼間の時 間帯))
交通量等	交通量	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月 環境省) 定める方法等	工事用車両及び関係車両の 走行ルート沿道 2 地点	2 回/年 (平日・土曜日、 24 時間測定) ※道路交通騒音 調査と同日に実施
	車速、道路構造	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月 環境省) 定める方法等		

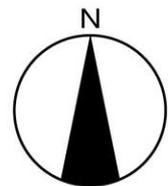
表 6-5 騒音に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
環境騒音	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域における環境騒音の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域南側敷地境界	対象事業実施区域の南側敷地境界において、隣接する近鉄山田線の影響も含む、環境騒音の現況を把握するため、設定する。
道路交通騒音	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通騒音の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通騒音の現況を把握するため設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。
交通量等	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 既存施設
- 環境騒音・振動、低周波音調査地点
- 道路交通騒音・振動、交通量等調査地点
- ↔ 主要走行ルート（関係車両）
- ↔ 主要走行ルート（工事用車両）



1:10,000



図 6-3 騒音・振動、低周波音調査地点位置図

## 6-2-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、表 6-6に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である音の伝搬理論に基づく予測式・モデルによる手法を用いる。

表 6-6 騒音に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	騒音レベルの90%レンジの上端値 (L <sub>A5</sub> )	重機の稼働による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ CN-Model 2007	対象事業実施区域周辺 100m	建設工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	工事用車両の走行による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ RTN-Model 2018	工事用車両の走行ルート沿道 (地点1)	建設工事において、工事用車両による影響が最大となる時期
存在及び供用	騒音レベルの90%レンジの上端値 (L <sub>A5</sub> )	施設の稼働による影響	騒音伝搬モデル (距離減衰式等)	対象事業実施区域周辺 100m	事業活動が定常状態となる時期
	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	関係車両の走行による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ RTN-Model 2018	関係車両の走行ルート沿道 (地点1、地点2)	事業活動が定常状態となる時期
その他 (既存工作物の撤去)	騒音レベルの90%レンジの上端値 (L <sub>A5</sub> )	重機の稼働による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ CN-Model 2007	対象事業実施区域及び既存施設の敷地境界	解体工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期

### 6-2-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

騒音の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

#### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、重機の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、工事用車両及び関係車両の走行による影響については環境基準、施設の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定工場等に係る規制基準等との整合が図られているか否かを評価する。

## 6-3 振動

### 6-3-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、表 6-7に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-8に示すとおりである。

表 6-7 振動に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-3 参照)	調査頻度・時期等
振動	環境振動	「振動規制法施行規則」 (昭和 51 年 総理府令第 58 号) に定める方法	対象事業実施区域内 2 地点	2 回/年 (平日・休日、 24 時間測定)
	道路交通振動	「振動規制法施行規則」 (昭和 51 年 総理府令第 58 号) に定める方法	工事用車両及び関係車両の 走行ルート沿道 2 地点	2 回/年 (平日・土曜日、 12 時間測定 (7~19 時)) ※地盤卓越振動 数は 1 回
	地盤卓越振動数	振動レベル計及び 1/3 オ クターブバンド分析器に よる方法		
交通量等	交通量	「騒音に係る環境基準の 評価マニュアル」(平成 27 年 10 月 環境省) に定め る方法等	工事用車両及び関係車両の 走行ルート沿道 2 地点	2 回/年 (平日・土曜日、 24 時間測定) ※道路交通振動 調査と同日に実 施
	車速、道路構造	「騒音に係る環境基準の 評価マニュアル」(平成 27 年 10 月 環境省) に定め る方法等		

表 6-8 振動に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
環境振動	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域における環境振動の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域南側敷地境界	対象事業実施区域の南側敷地境界において、隣接する近鉄山田線の影響も含む、環境振動の現況を把握するため、設定する。
道路交通振動	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通振動の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通振動の現況を把握するため設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。
交通量等	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。

### 6-3-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、表 6-9に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である振動の距離減衰式に基づく予測式・モデルによる手法を用いる。

表 6-9 振動に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )	重機の稼働による影響	振動伝搬モデル (距離減衰式等)	対象事業実施区域周辺 100m	建設工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
	振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )	工事用車両の走行による影響	「道路環境影響評価の技術手法」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所) に準拠	工事用車両の走行ルート沿道 (地点 1)	建設工事において、工事用車両による影響が最大となる時期
存在及び供用	振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )	施設の稼働による影響	振動伝搬モデル (距離減衰式等)	対象事業実施区域周辺 100m	事業活動が定常状態となる時期
	振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )	関係車両の走行による影響	「道路環境影響評価の技術手法」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所) に準拠	関係車両の走行ルート沿道 (地点 1、地点 2)	事業活動が定常状態となる時期
その他 (既存工作物の撤去)	振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )	重機の稼働による影響	振動伝搬モデル (距離減衰式等)	対象事業実施区域及び既存施設の敷地境界	解体工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期

### 6-3-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

振動の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

#### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、重機の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準、工事用車両及び関係車両の走行による影響については振動感覚閾値（55デシベル）、施設の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定工場等に係る規制基準等との整合が図られているか否かを評価する。

## 6-4 低周波音

### 6-4-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において低周波音に係る特別な条件等がないことから、表 6-10に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-11に示すとおりである。

表 6-10 低周波音に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-3 参照)	調査頻度・時期等
低周波音	低周波音圧レベル	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」 (平成 12 年 10 月 環境庁 大気保全局) に定める方法	対象事業実施区域内 2 地点	2 回/年 (平日・休日、 24 時間測定)

表 6-11 低周波音に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点 番号	地点名	設定理由
低周波音	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域における低周波音の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域の南側敷地境界	対象事業実施区域の南側敷地境界において、隣接する近鉄山田線の影響も含む、低周波音の現況を把握するため、設定する。

### 6-4-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において低周波音に係る特別な条件等がないことから、表 6-12に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による手法を用いる。

表 6-12 低周波音に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び 供用	低周波音圧レベル	施設の稼働による 影響	類似事例の引用及び 事業計画に基づく低 周波音防止対策の内 容を明らかにするこ とによる予測	対象事業実施区 域の敷地境界	事業活動が定常 状態となる時期

### 6-4-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において低周波音に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

低周波音の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

#### 2. 基準又は目標との整合性

低周波音については、環境基準等が設定されていないため、人体等への影響に関する調査研究から得られた科学的知見を参考に、それらとの整合が図られているか否かを評価する。

## 6-5 悪臭

### 6-5-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件等がないことから、表 6-13 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

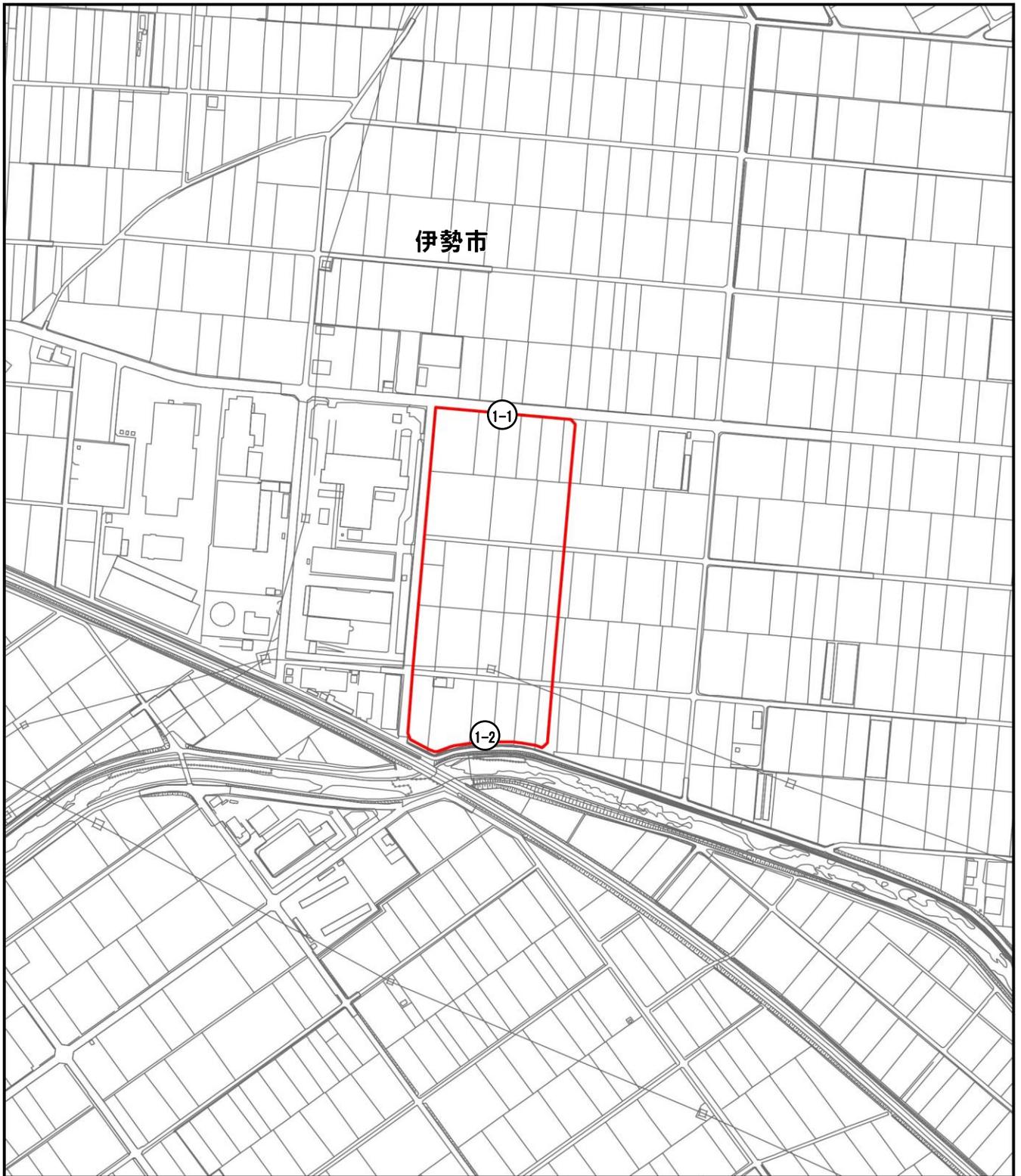
また、調査地点の設定理由は表 6-14に示すとおりである。

表 6-13 悪臭に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-4、図 6-5 参照)	調査頻度・時期等
悪臭	特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 環境庁告示第 9 号)に定める測定方法	対象事業実施区域の敷地境界 2 地点	2 回/年 (夏季)
	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 環境庁告示第 63 号)に準拠 [三点比較式臭袋法]	対象事業実施区域の敷地境界 2 地点、周辺 5 地点	

表 6-14 悪臭に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
特定悪臭物質 臭気指数	1-1	対象事業実施区域の敷地境界 (風上)	対象事業実施区域の敷地境界における悪臭の現況を把握するため、設定する。
	1-2	対象事業実施区域の敷地境界 (風下)	
臭気指数	2	下小俣公園	最多風向 (西北西) の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の南東側約 1.2km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	3	西豊浜町上区公民館	最多風向 (西北西) の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の東側約 1.4km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	4	伊勢広域環境組合クリーンセンター	2 番目に多い風向 (南南西) の風下となる住宅地付近として、対象事業実施区域の北北東側約 1.5km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	5	明野東部公園	最寄りのまとまった住宅地付近として、対象事業実施区域の北西側約 0.8km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	6	相合公園	住宅地の多い地域として、対象事業実施区域の南西側約 1.8km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。



凡 例

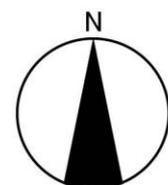


対象事業実施区域



悪臭調査地点（特定悪臭物質、臭気指数）

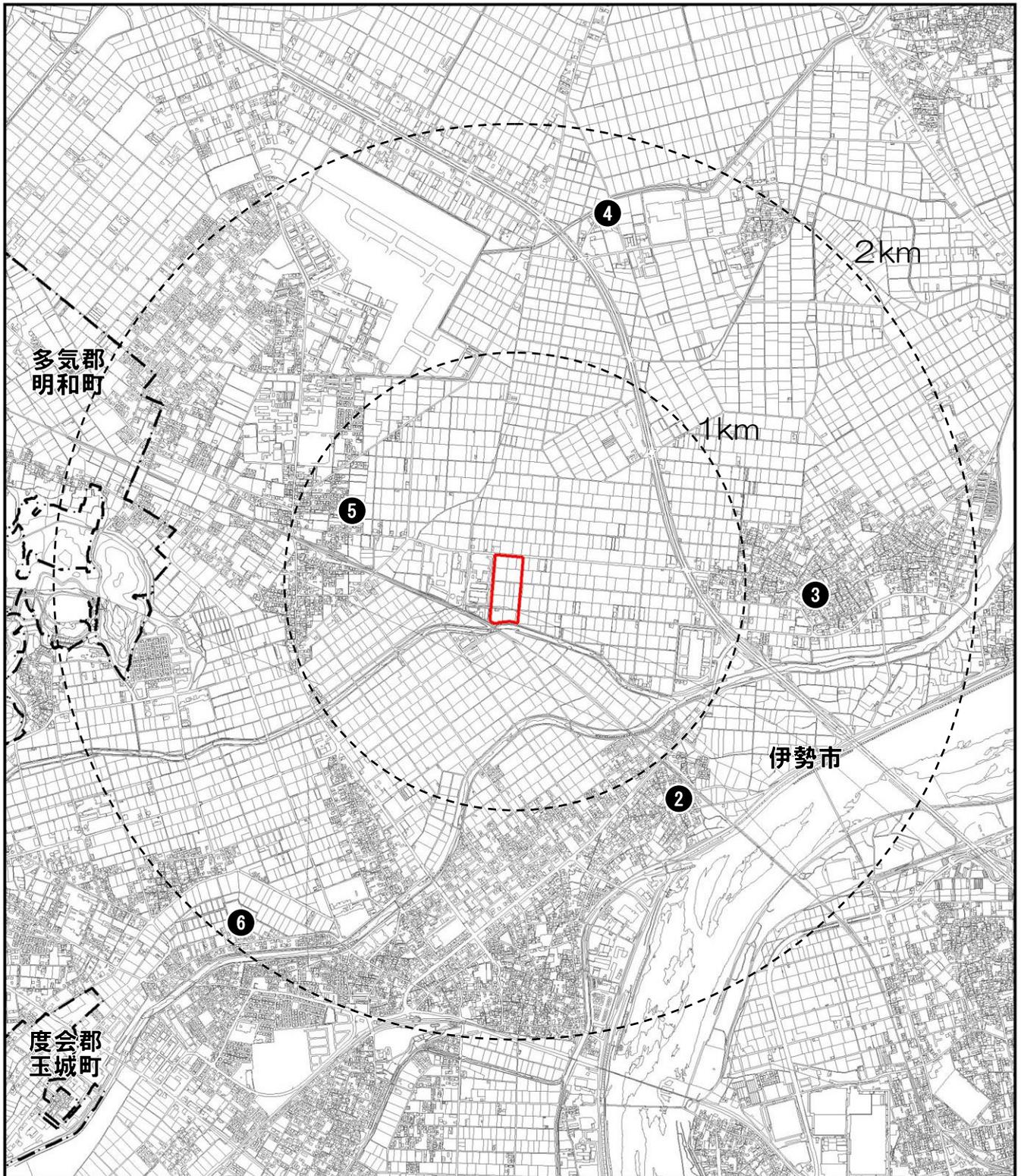
注）調査地点は、調査日の風向の状況に応じて風上、風下となる地点を選定する。



1:5,000

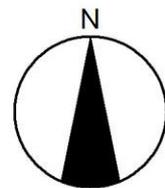


図 6-4 悪臭調査地点位置図（対象事業実施区域内）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 悪臭調査地点 (臭気指数)



1:25,000

0 250m 500m 1km

図 6-5 悪臭調査地点位置図 (周辺地域)

### 6-5-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件等がないことから、表 6-15 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析による手法及び大気拡散計算による手法を用いる。

表 6-15 悪臭に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び 供用	特定悪臭物質 臭気指数	施設からの漏洩	類似事例の引用及び 事業計画に基づく悪 臭の漏洩防止対策の 内容を明らかにする ことによる予測	対象事業実施区 域の敷地境界	事業活動が定常 状態となる時期
		煙突排ガス (臭気指数)	大気拡散計算	対象事業実施区 域を中心に関係 地域とした半径 3 km の範囲	

### 6-5-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等において示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

悪臭の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

#### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合性が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、悪臭防止法に基づく規制基準との整合性が図られているか否かを評価する。

## 6-6 水質

### 6-6-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、表 6-16 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-17に示すとおりである。

表 6-16 水質に係る現地調査手法

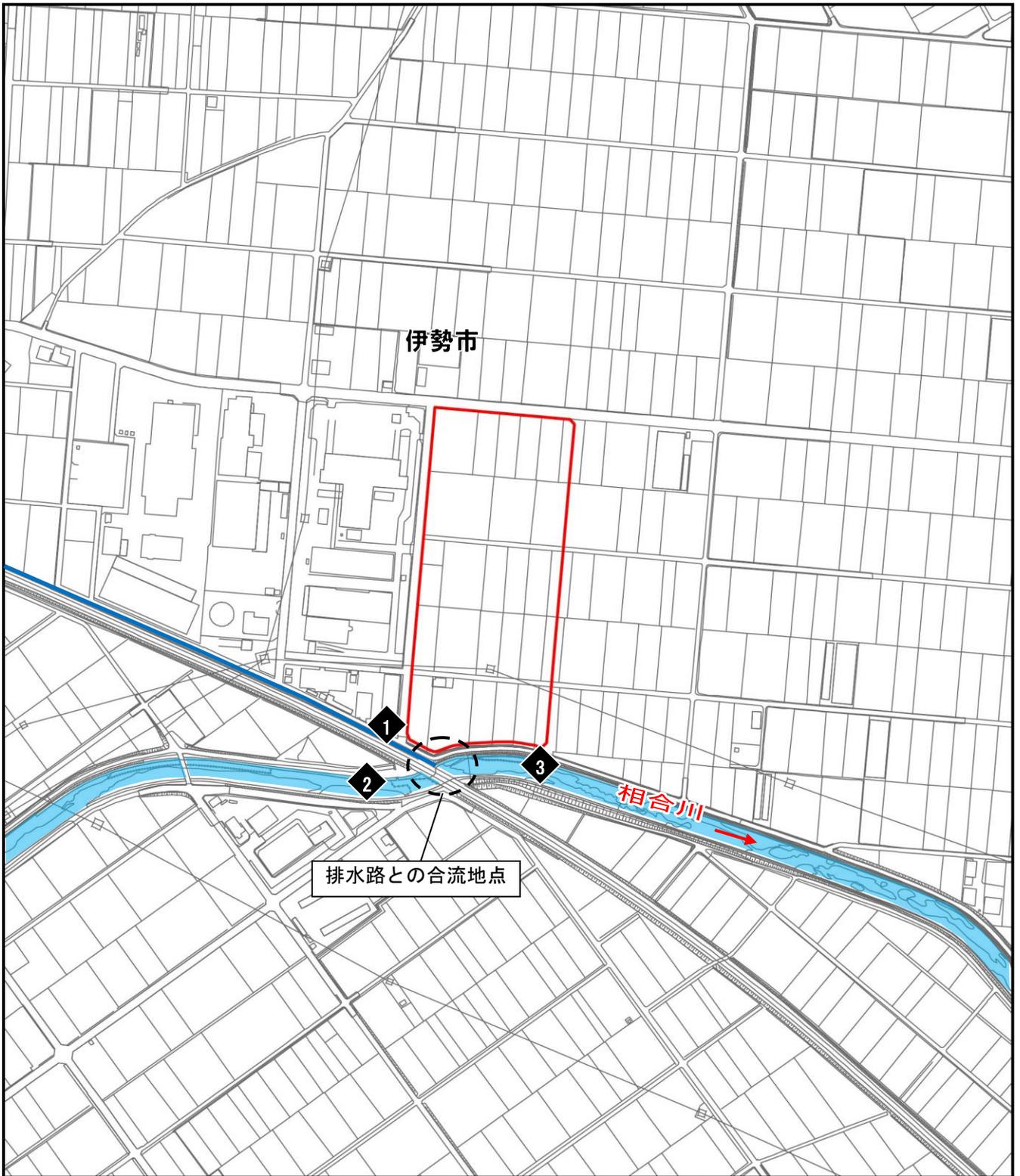
環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-6 参照)	調査頻度・時期等
水質	通常河川水質 ・生活環境項目 <sup>注)</sup> (水素イオン濃度、 浮遊物質量、生物化 学的酸素要求量、溶 存酸素濃度、大腸菌 群数) ・流量	現地にて採水等を行い、 環境庁告示等に定める 方法	排水が流入する可能性の ある放流先排水路 1 地 点、合流先の河川 2 地点	4 季/年 (各 1 回)
	降雨時の河川水質 ・浮遊物質量 ・透視度・濁度 ・流量			1 降雨 (3 回)
	土壌沈降試験	「選炭廃水試験方法 JIS M 0201-12」による方法	対象事業実施区域 1 地点	1 回

注) 下線の項目については、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

表 6-17 水質に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点 番号	地点名	設定理由
水質	1	放流先排水路	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水 <sup>注)</sup> の放流先となる排水路において、水質の現況を把握するため、設定する。
	2	相合川上流	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水 <sup>注)</sup> の放流先となる排水路が合流する相合川の上流側において、水質の現況を把握するため、設定する。
	3	相合川下流	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水 <sup>注)</sup> の放流先となる排水路が合流する相合川の下流側において、水質の現況を把握するため、設定する。

注) 生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合、各地点が流入先となる可能性がある。



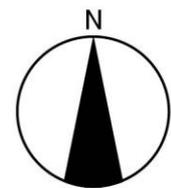
凡 例

 対象事業実施区域

 河川水質調査地点

注) 調査地点は、放流先排水路、相合川のうち排水路との合流地点よりも上流側及び下流側とし、詳細な地点は調査当日の河川状況を踏まえ、最終決定する。

 放流先排水路       河川



1 : 5, 000



図 6-6 水質調査地点位置図

## 6-6-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、表 6-18 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による予測手法を用いる。

表 6-18 水質に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	水素イオン濃度	コンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響	類似事例の引用及び工事計画に基づく排水処理の内容を明らかにすることによる予測	排水が流入する可能性のある水域	建設工事において、アルカリ排水の影響が最大となる時期
	浮遊物質	土地の造成に伴う濁水の影響	類似事例の引用及び工事計画に基づく排水処理の内容を明らかにすることによる予測		建設工事において、濁水の影響が最大となる時期
存在及び供用 <sup>注)</sup>	水素イオン濃度、浮遊物質、生物化学的酸素要求量	生活排水の排水に伴う影響	事業計画に基づく排水処理の内容を明らかにすることによる予測		事業活動が定常状態となる時期

注) 存在及び供用に係る予測は、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

## 6-6-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等において示されている手法を用いる。

### 1. 環境影響の回避・低減

水質の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、工事の実施に伴う影響については現地調査結果等の参考値との整合等、供用時の生活排水による影響について予測・評価を行う場合には、環境基準等との整合が図られているか否かを評価する。

## 6-7 地下水の水質及び水位

### 6-7-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において地下水に係る特別な条件等がないことから、表 6-19 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-20に示すとおりである。

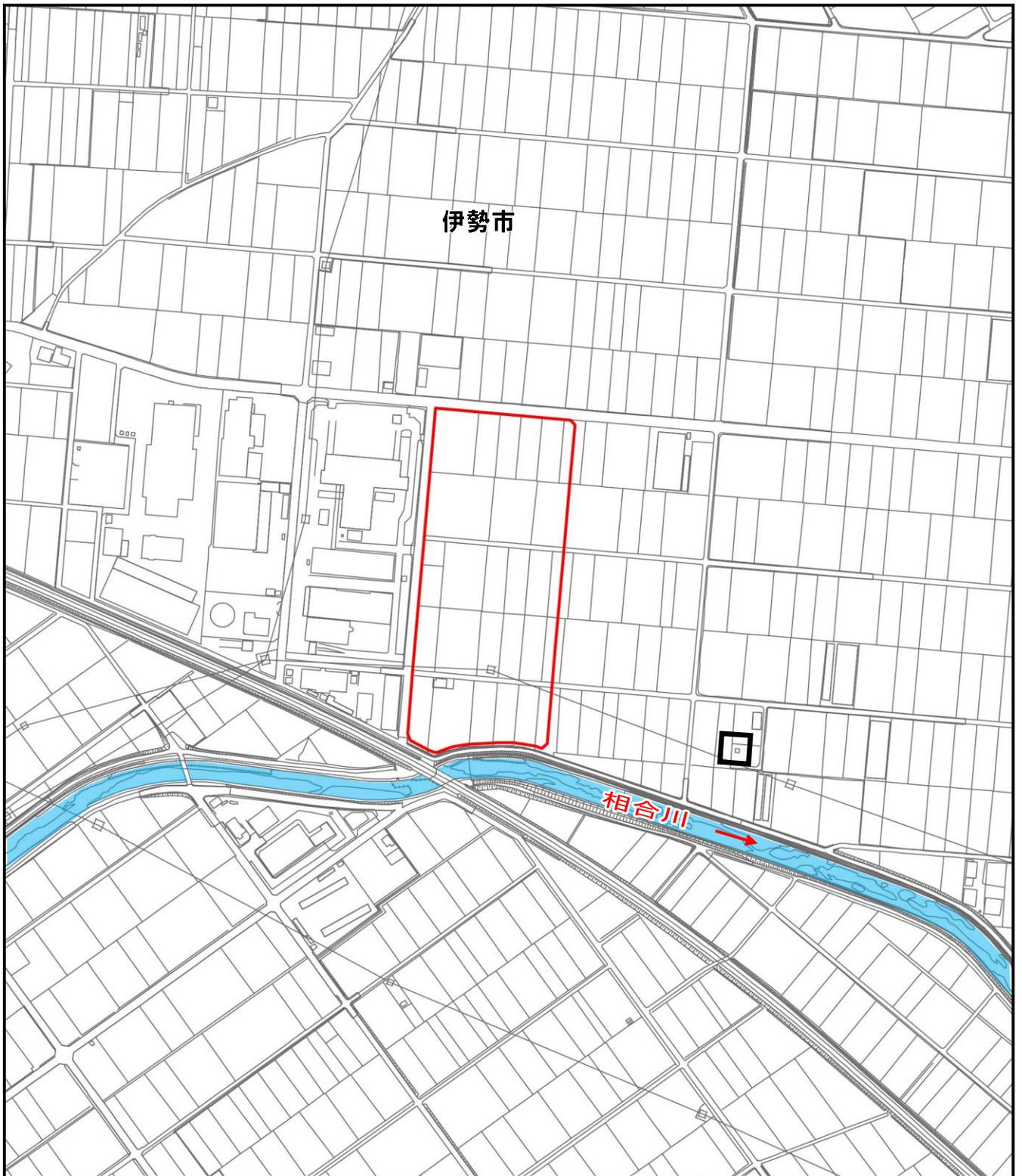
表 6-19 地下水に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-7 参照)	調査頻度・時期等
地下水の水質及び水位	地下水の水位	自記水位計による測定	対象事業実施区域周辺 1 地点	1 年間連続
	地下水の水質 <sup>注)</sup> ・環境基準項目 (ダイオキシン類含む)	現地にて採水等を行い、環境庁告示等に定める方法		2 回/年 (豊水期、渇水期)

注) 地下水の水質は、現況把握を目的に実施する。

表 6-20 地下水の水位に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点名	設定理由
地下水の水質及び水位	対象事業実施区域周辺	対象事業実施区域周辺における、地下水位及び地下水質の現況を把握するため、設定する。



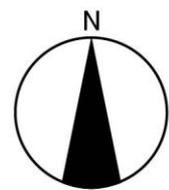
凡 例



対象事業実施区域



地下水位及び地下水質調査地点



1:5,000



図 6-7 地下水調査地点位置図

## 6-7-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において地下水に係る特別な条件等がないことから、表 6-21 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による予測手法を用いる。

表 6-21 地下水の水位に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	地下水の水位	井水の利用による地下水水位への影響	類似事例の引用及び事業計画に基づく対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期

## 6-7-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において地下水の水位に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等において示されている手法を用いる。

### 1. 環境影響の回避・低減

地下水への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

## 6-8 地盤

### 6-8-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において地盤に係る特別な条件等がないことから、表 6-22 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-23に示すとおりである。

表 6-22 地盤に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-7 参照)	調査頻度・時期等
地盤	地下水の水位	自記水位計による測定	対象事業実施区域周辺 1 地点	1 年間連続

表 6-23 地盤に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点名	設定理由
地盤 (地下水の水位)	対象事業実施区域周辺	対象事業実施区域周辺における、地下水位の現況を把握するため、設定する。

## 6-8-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において地盤に係る特別な条件等がないことから、表 6-24 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による予測手法を用いる。

表 6-24 地盤に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	地盤沈下	井水の利用による地盤沈下への影響	対象事業実施区域における測量調査（ボーリング調査結果）及び事業計画に基づく対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期

## 6-8-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において地盤に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

### 1. 環境影響の回避・低減

地盤沈下への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

## 6-9 土壌

### 6-9-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において土壌に係る特別な条件等がないことから、表 6-25 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

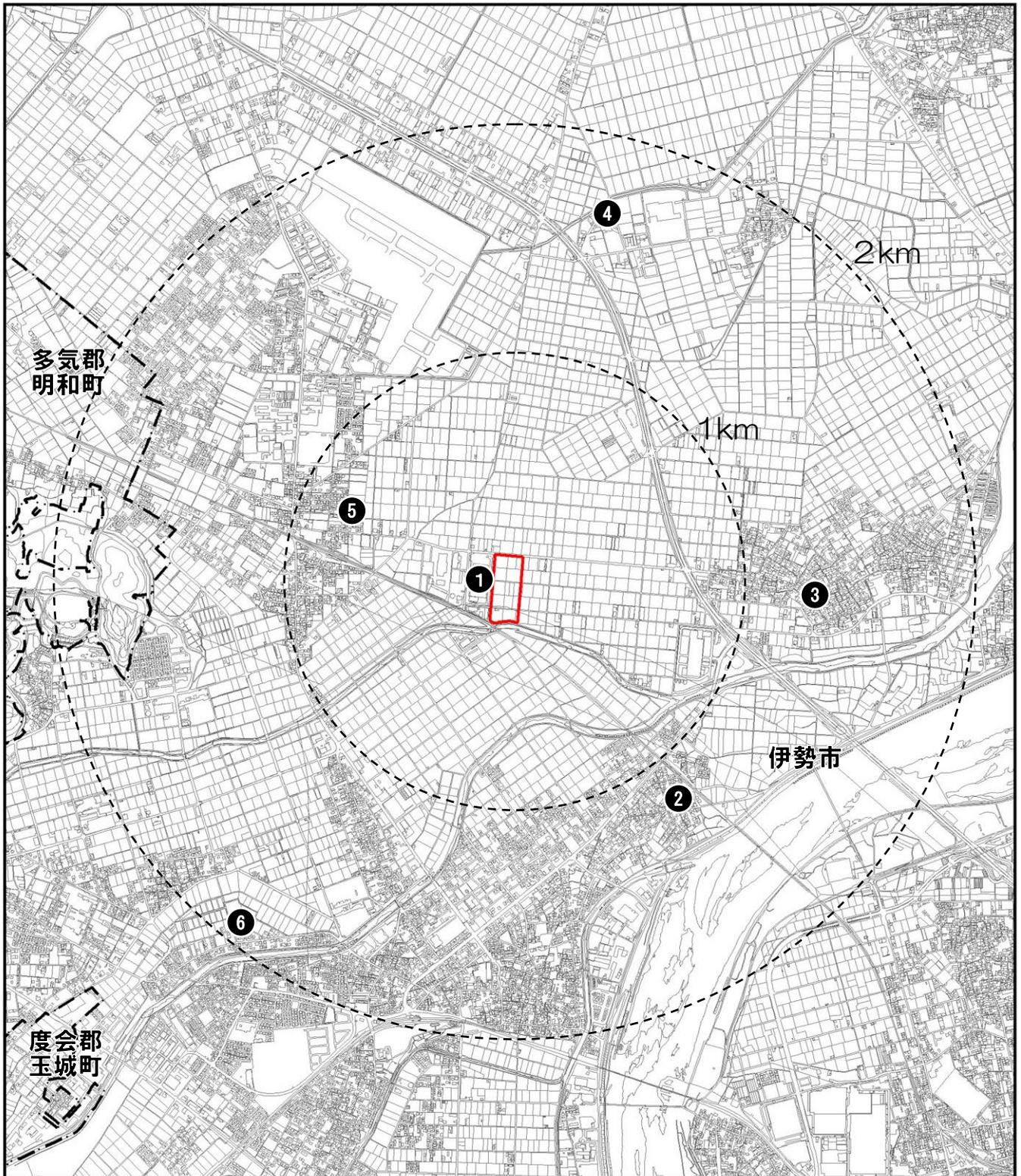
また、調査地点の設定理由は表 6-26に示すとおりである。

表 6-25 土壌に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-8 参照)	調査頻度・時期等
土壌	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）および土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）に定める方法	既存施設内 1 地点 及び周辺 5 地点	1 回/年

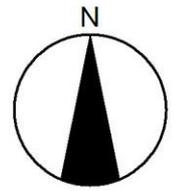
表 6-26 土壌に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
土壌	1	対象事業実施区域近傍	既存施設内において土壌の現況を把握するため設定する。  既存施設の稼働による影響を把握するため、一般環境大気質と同様の地点を設定する。
	2	下小俣公園	
	3	西豊浜町上区公民館	
	4	伊勢広域環境組合クリーンセンター	
	5	明野東部公園	
	6	相合公園	



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 土壌調査地点



1:25,000



図 6-8 土壌調査地点位置図

## 6-9-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において土壌に係る特別な条件等がないことから、表 6-27 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用及び「大気質」におけるダイオキシン類の予測結果をもとに推計する方法を用いる。

表 6-27 土壌に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	ダイオキシン類	計画施設の稼働において排出されるダイオキシン類が土壌中に沈着する影響	「大気質」におけるダイオキシン類の予測結果をもとに、土壌への沈着割合、土壌分解データ等に基づき推計する方法	対象事業実施区域を中心に関係地域とした半径 3 km の範囲	事業活動が定常状態となる時期

## 6-9-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において土壌に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等において示されている手法を用いる。

### 1. 環境影響の回避・低減

土壌の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準との整合が図られているか否かを評価する。

## 6-10 陸生動物

### 6-10-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件等がないことから、表 6-28に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-29に示すとおりである。

表 6-28 陸生動物に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-9 参照)	調査頻度・時期等
陸生動物	哺乳類	フィールドサイン法、直接観察法、トラップ法、自動撮影法	対象事業実施区域 周辺 200m	4季/年 (春、夏、秋、冬)
	鳥類	ラインセンサス法、スポットセンサス法、任意観察法		5/年 (春、初夏、夏、秋、冬)
	爬虫類・両生類	フィールドサイン法、直接観察法		3季/年 (早春、春、秋)
	昆虫類	任意採集法、ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法		3季/年 (春、夏、秋) ホタル類：初夏
	クモ類	任意採集法、ビーティング法、スウィーピング法		3季/年 (春、夏、秋)
	陸産貝類	任意観察法、任意採集法		3季/年 (春、夏、秋)

表 6-29 陸生動物に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
陸生動物	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域の代表的な環境（耕作地）として設定する。
	2	対象事業実施区域外南側	対象事業実施区域南側の代表的な環境（耕作地）として設定する。
	3	対象事業実施区域外北東側	対象事業実施区域北側・東側の代表的な環境（耕作地）として設定する。なお、対象事業実施区域内と同様の環境であるため、移動能力の低いものを対象とする。

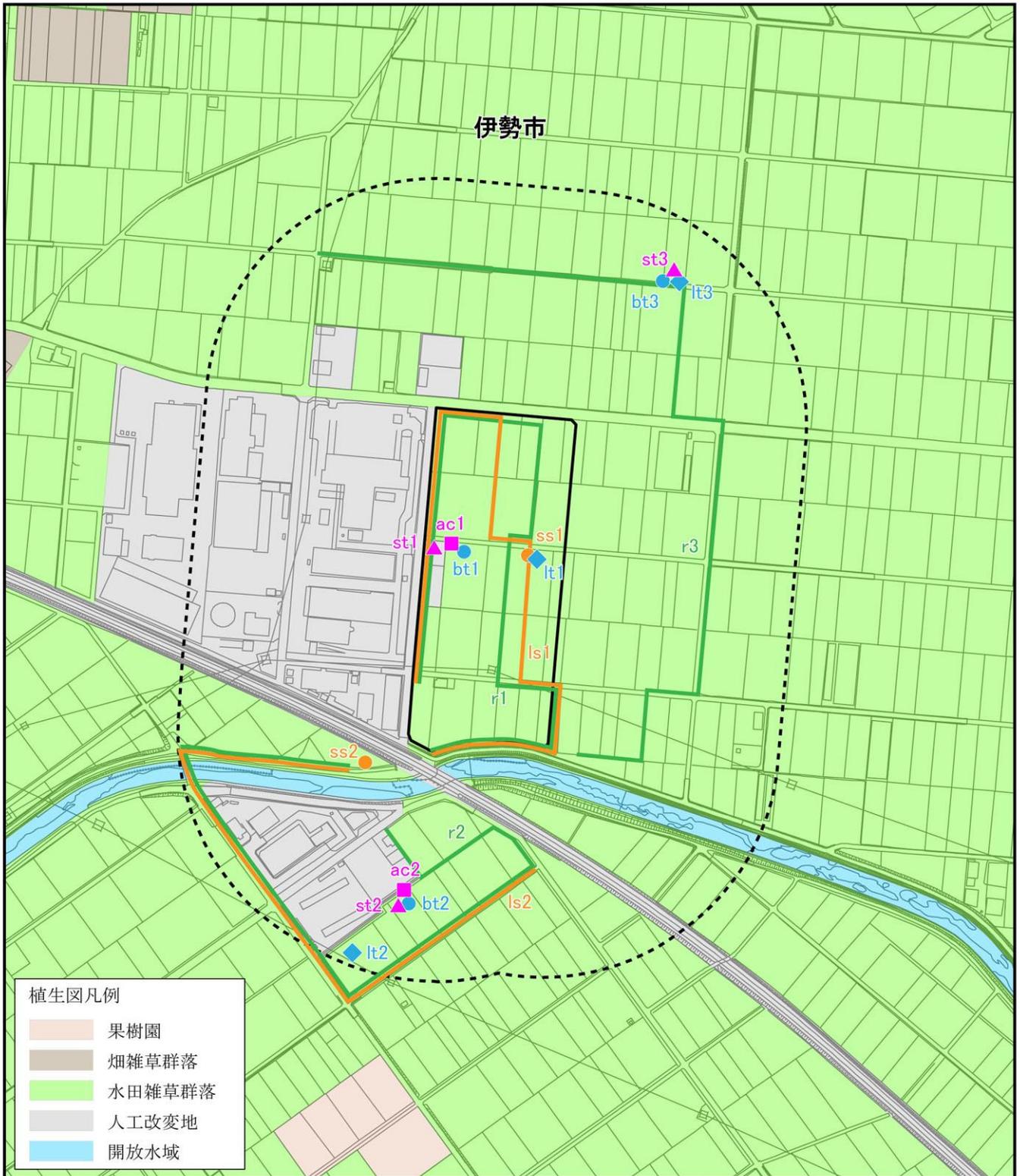
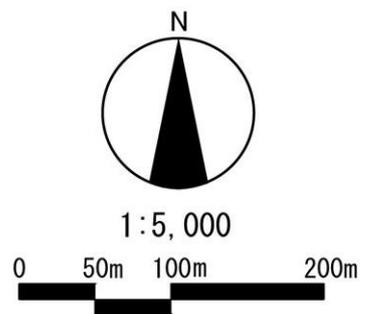


図 6-9 陸生動物・植物調査地点位置図



## 6-10-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件等がないことから、表 6-30に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用あるいは解析による方法を用いる。

表 6-30 陸生動物に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施 存在及び 供用	動物相 重要な種	土地の造成及び工 作物の建設に伴う 影響	分布又は生息環境の 改変の程度を踏まえ た事例の引用又は解 析	対象事業実施区 域周辺 200m	工事による影響 が最大となる時 期
	注目すべき生息 地	造成地の存在、工 作物の存在及び土 地の利用による影響			事業活動が定常 状態となる時期

## 6-10-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

### 1. 環境影響の回避・低減

陸生動物への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

## 6-11 陸生植物

### 6-11-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件等がないことから、表 6-31に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査範囲は、陸生動物と同様に、対象事業実施区域から200mの範囲とする。(図 6-9 参照)

表 6-31 陸生植物に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-9 参照)	調査頻度・時期等
陸生植物	植物相 (種子植物及びシダ植物)	目視観察法	対象事業実施区域周辺 200m	4季 (早春、春、夏、秋)
	植生	ブラウン-ブランケの植物社会学的手法に基づいたコドラート法		1季 (秋)

### 6-11-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件等がないことから、表 6-32に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用あるいは解析による方法を用いる。

表 6-32 陸生植物に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	植物相 植物群落及び植生自然度 重要な種及び群落	土地の造成に伴う影響	分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	対象事業実施区域周辺 200m	工事による影響が最大となる時期
存在及び供用		造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響			事業活動が定常状態となる時期

### 6-11-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

陸生植物への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

## 6-12 水生生物

### 6-12-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件等がないことから、表 6-33に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-34に示すとおりである。

表 6-33 水生生物に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-10 参照)	調査頻度・時期等
水生生物	淡水魚類	タモ網、セル瓶または網カゴの設置による採集	排水が流入する可能性のある放流先排水路 1 地点、合流先の河川 1 地点	4 季 (春、夏、秋、冬)
	底生生物	タモ網による採集		
	付着藻類	定量採集法		

表 6-34 水生生物に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
水生生物	1	放流先排水路	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水 <sup>注)</sup> の流入または放流先となる排水路及び相合川において、水生生物の現況を把握するため、設定する。
	2	相合川下流	

注) 生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合、各地点が流入先となる可能性がある。

### 6-12-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件等がないことから、表 6-35に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用、あるいは解析による方法を用いる。

表 6-35 水生生物に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	動物相及び植物相 重要な種	土地の造成に伴う濁水及び工作物の建設に伴う排水による影響	分布又は生育・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	排水が流入する可能性のある水域	工事による影響が最大となる時期
存在及び供用 <sup>注)</sup>	注目すべき生息・生育地	工作物の供用・稼働に伴う生活排水の排水による影響			事業活動が定常状態となる時期

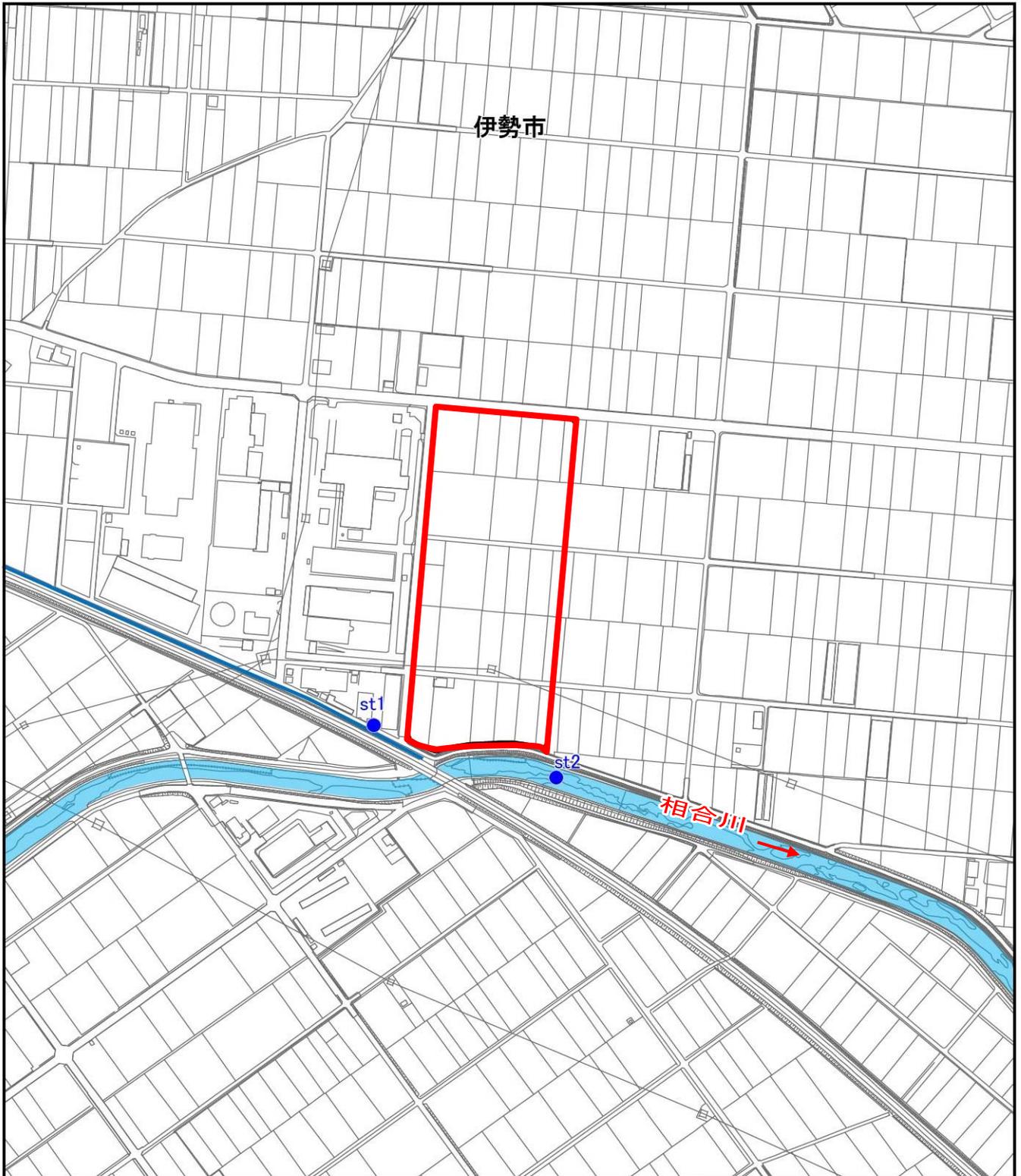
注) 存在及び供用に係る予測は、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

### 6-12-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

水生生物への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 水生生物調査地点
- 放流先排水路
- 河川



1:5,000



図 6-10 水生生物調査地点位置図

## 6-13 生態系

### 6-13-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、表 6-36 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

表 6-36 生態系に係る調査手法

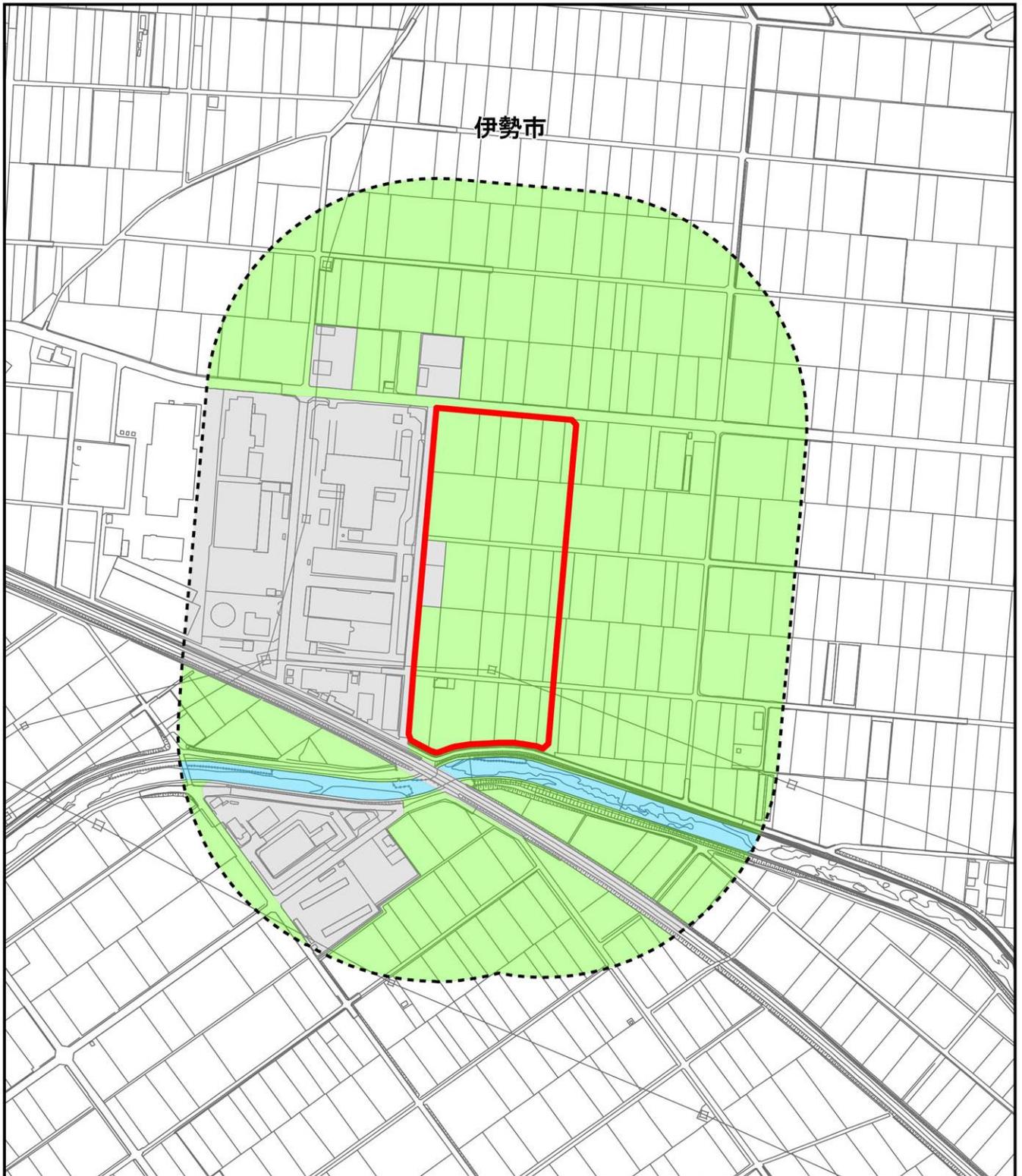
環境要素	項目	調査方法	調査地点	調査頻度・時期等
生態系	生態系の構造、環境の 類型区分、食物連鎖の 状況	陸生動物、陸生植物及び 水生生物の現地調査結 果及び種の生態等に関 する文献等の情報収集 並びに当該情報の整理 及び解析	陸生動物、陸生植物及 び水生生物調査に準じ る	陸生動物、陸生植物 及び水生生物調査に 準じる
	地域を特徴づける生態 系の注目種(上位性、典 型性、特殊性の観点か ら選定)の生態、他の動 植物との関係及び生 息・生育環境の状況			

対象事業実施区域及びその周辺の環境類型区分は、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」(表6-37参照)で示したとおり、平坦地形であり、地形による生態系の変化は見られない。そのため、伊勢平野に広がる水田雑草群落や畑雑草群落を基盤とする「田畑」が大部分を占め、対象事業実施区域に隣接する「人工改変地」及び相合川の「水域」の3つに区分した。

調査範囲の環境類型区分図は図 6-11に、各類型の特徴は表 6-38に示すとおりである。

類型区分別でみると、対象事業実施区域内は田畑が大半を占め、一部に人工改変地が存在するのみである。対象事業実施区域周辺は、西側には既存施設が存在し、さらにその西側も工場等の人工改変地になっているが、北から東側は対象事業実施区域内と同様の田畑が広がっている。

対象事業実施区域の南側は鉄道及び相合川により分断されているが、相合川の南側は対象事業実施区域と同様に田畑が広がっており、一部に人工改変地がみられる。



伊勢市

凡 例

 対象事業実施区域

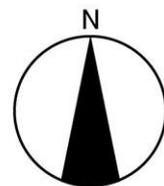
 調査範囲  
(対象事業実施区域より  
200mの範囲)

環境類型区分

 田畑

 人工改変地

 水域



1:5,000



図 6-11 環境類型区分図

表 6-37 生態系にかかる環境要素の概況

項目	概況
地形	対象事業実施区域は伊勢平野の平坦地に位置し、標高は約 10m で平坦な地形となっている。
表層地質	氾濫原、後背湿地及び谷底低地堆積物や低位段丘堆積物が広く分布している。
水系	対象事業実施区域の東側には、三重県内最大の河川である宮川（一級河川）が流れており、河口付近で分派し伊勢湾に注いでいる。また、対象事業実施区域の西側には伊勢湾に注ぐ二級河川である外城田川が流れており、その支流である相合川が対象事業実施区域南側に隣接している。
植生・土地利用	対象事業実施区域周辺は、水田雑草群落及び畑雑草群落などが広がっており、対象事業実施区域の西側は、工場地帯となっている。

表 6-38 環境類型区分の特徴

区分	調査地域内の割合	特徴
田畑	72.3%	調査範囲内の約 7 割を占め、対象事業実施区域はほぼ全域が該当する。
人工改変地	25.1%	対象事業実施区域に隣接する西側及び南側に広がっている。路傍・空地雑草は見られるが、わずかである。
水域	2.6%	対象事業実施区域の南側に隣接する相合川であり、河川内には中洲が発達し、植生が見られるが、ブロックで護岸されている。

地域を特徴づける生態系の注目種及び群集を、環境類型区分やその区分での生息・生育種の情報をもとに、上位性としてホンダタヌキとチョウゲンボウ、典型性としてヒバリを選定した。特殊性は調査範囲内に特殊な環境は見られなかったため、選定しなかった。

抽出した注目種及びその選定理由は表 6-39 に示すとおりである。

表 6-39 注目種の選定結果

区分	注目種	選定理由
上位性	ホンダタヌキ	調査範囲において想定される食物網の上位種であり、上位種の中で雑食性の利用種として調査範囲内の広い範囲が生息環境になり得、調査範囲における活動域が広いこと、上位性の注目種として選定した。
	チョウゲンボウ	調査範囲において想定される食物網の上位種であり、上位種の中で肉食性の利用種として調査範囲内の広い範囲が採餌環境になり得、調査範囲における活動域が広いこと、上位性の注目種として選定した。
典型性	ヒバリ	調査範囲において想定される食物網の中位種である。農耕地で繁殖する種であり、調査範囲の広い範囲が生息環境になり得る種であるため、典型性の注目種として選定した。

注) 注目種は、今後実施する現地調査結果を踏まえ、再度、検討する。

### 6-13-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、表 6-40 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用あるいは解析による方法を用いる。

表 6-40 生態系に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	地域を特徴づける生態系の注目種(上位性、典型性)	土地の造成及び工作物の建設による影響	環境類型区分への影響の程度を予測するとともに、それらが地域を特徴づける生態系の注目種等の生息生育に及ぼす影響の程度について事例の引用又は解析により予測	調査地域と同様	工事による影響が最大となる時期
存在及び供用		造成地の存在、工作物の存在、土地の利用及び工作物の供用・稼働による影響 <sup>注)</sup>			事業活動が定常状態となる時期

注) 工作物の供用・稼働に係る予測は、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

### 6-13-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

生態系への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

## 6-14 景観

### 6-14-1 現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、表 6-41 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-42に示すとおりである。

表 6-41 景観に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 (図 6-12 参照)	調査頻度・時期等
景観	自然景観資源、日常的な視点かつ公共性の高い眺望点、主要な眺望点、眺望景観等	現地踏査及び写真撮影	対象事業実施区域から半径約 2 km の範囲 5 地点	2 季 (着葉季、落葉季)

表 6-42 景観に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点 番号	地点名	設定理由
景観	1	国道 23 号沿道	対象事業実施区域の東側約 900m に位置する国道 23 号線沿道付近からの地点であり、公共性・代表性のある地点として設定。
	2	小俣町元町住宅地付近	対象事業実施区域の南側約 700m に位置する住宅地付近からの地点であり、地域住民の身近な景観の地点として設定。
	3	明野駅	対象事業実施区域の西側約 700m に位置する明野駅からの地点であり、公共性・代表性のある地点として設定。
	4	大仏山公園	対象事業実施区域の西側約 1.6 km に位置する大仏山公園からの地点であり、主要な眺望地点として設定。
	5	宮川大橋	対象事業実施区域の東南東側約 1.7 km に位置する宮川大橋からの地点であり、主要な眺望地点として設定。

## 6-14-2 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、表 6-43 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、造成地及び工作物の存在による影響を、フォトモンタージュ法により予測する。

表 6-43 景観に係る予測手法

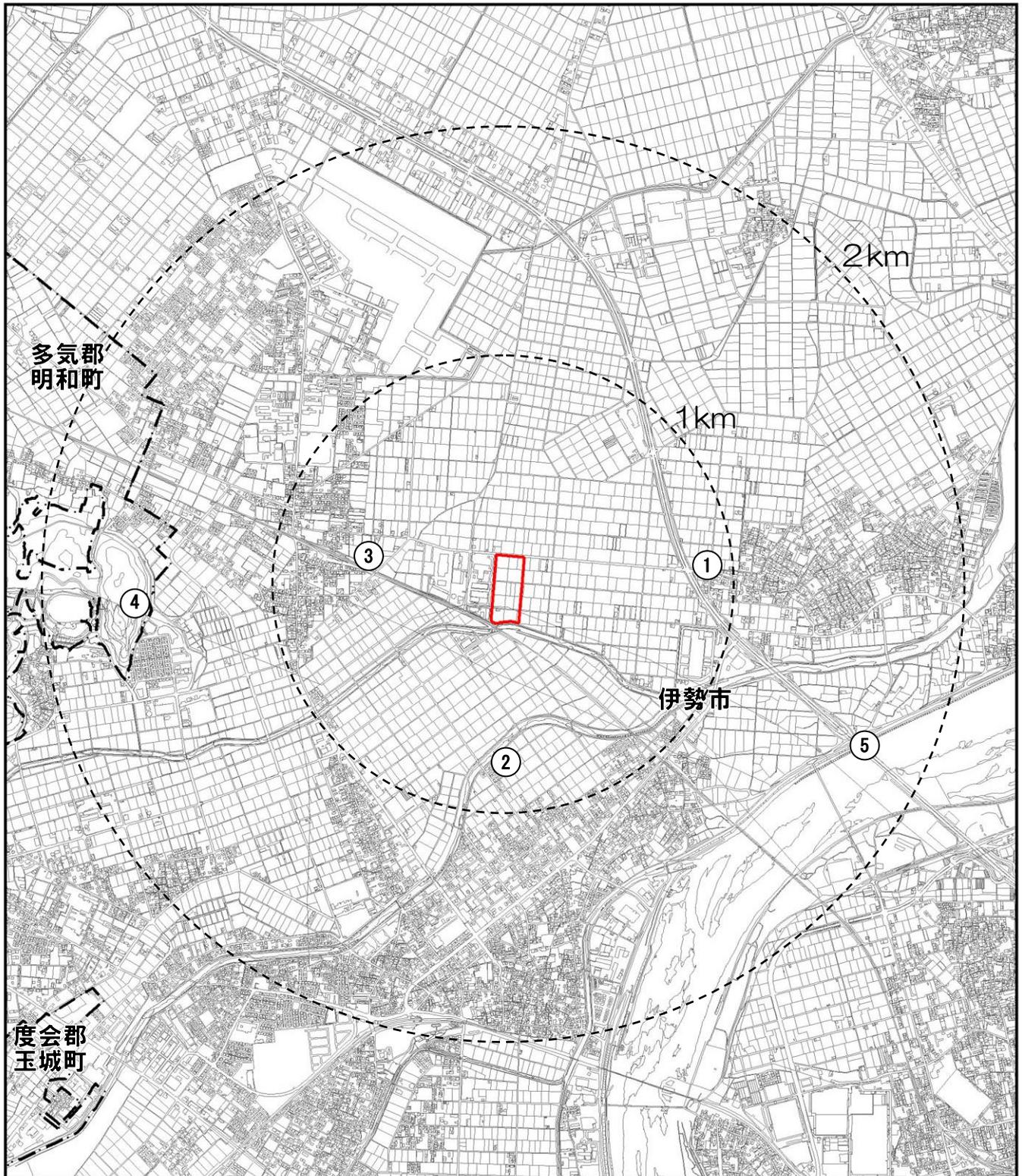
影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	眺望景観	造成地の存在及び工作物の存在による景観への影響	フォトモンタージュ法による現況と将来写真との比較	調査地点と同様	供用開始後において、植栽等による修景が完了した時期

## 6-14-3 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等において示されている手法を用いる。

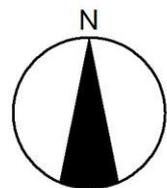
### 1. 環境影響の回避・低減

景観への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減への配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 景観調査地点



1 : 25, 000



图 6-12 景観調査地点位置图

## 6-15 廃棄物等

### 6-15-1 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な条件等がないことから、表 6-44に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、工事計画、事業計画及び再利用計画をもとに予測する。

表 6-44 廃棄物等に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	廃棄物等の種類、発生量並びにこれらの処理、再利用	建設発生土及び建設副産物の発生	工事計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測	対象事業実施区域	建設工事における工事期間
存在及び供用		計画施設の稼働に伴う焼却残渣等の発生	事業計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測		事業活動が定常の状態となる時期
その他 (既存工作物の撤去)		既存工作物の撤去	工事計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測	既存施設区域	解体工事における工事期間

### 6-15-2 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

廃棄物等による影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

#### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、「三重県廃棄物処理計画」（平成28年3月）は平成32年度（令和2年度）までを計画対象期間としているため、今後新たな廃棄物処理計画が公表された場合は、その内容を満足しているか否かについて評価する。

## 6-16 温室効果ガス等

### 6-16-1 予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において温室効果ガス等に係る特別な条件等がないことから、表 6-45に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、温室効果ガス等の発生量及び削減量を、事業計画等をもとに予測する。

表 6-45 温室効果ガス等に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	温室効果ガス等	工作物の供用・稼働、エネルギーの使用による温室効果ガス等の排出量及び削減量	事業計画をもとに温室効果ガス等の発生量及び削減量を予測	対象事業実施区域及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期の1年間

### 6-16-2 評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において温室効果ガス等に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

#### 1. 環境影響の回避・低減

温室効果ガス等の発生が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

#### 2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、「三重県地球温暖化対策実行計画」（平成24年3月）及び「第3期伊勢市環境基本計画」（令和2年3月）の内容を満足しているか否かについて評価する。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」は2020年度までを計画対象期間としているため、今後新たな地球温暖化対策に係る計画が公表された場合は、その内容を満足しているか否かについて評価する。

